

■ なんば広場広告事業者公募 質問回答

2023年12月19日

※準備委員会 = なんば広場マネジメント法人設立準備委員会

	質問	回答
1	「2月上旬 契約」と記載されておりますが、業務①②と③は別契約になるのでしょうか。同一契約となるのでしょうか。また、①②と③は別の事業者と契約をすることは想定されておりますでしょうか。	・業務1～3は同一契約を想定しています。 ・業務1～3は1社もしくはJVなどの1チームに一括して委託することを想定しています。
2	「2024年4月より広告事業開始」と記載されておりますが、「広告事業」とはどこまでの内容を想定されておりますでしょうか。 ・業務①②について、2月に契約をして4月に広告物設置をするのは、行政調整等により広告媒体設置が間に合わない際は、業務不履行による契約取り消し等の処置がなされるのでしょうか。 ・業務③についても4月「広告事業開始」とはどこまでの業務内容を想定されておりますか。	・2024年4月時点で、広告板などの広告媒体が広場に設置され、広告主が獲得できれば、広告掲示ができる状態を目標としています。 ・明らかに広告事業者に過失がある場合を除き、契約取り消しなどの処置は考えておりません。 ・業務3については、クライアント獲得の営業活動、活用に向けた関係機関との事前協議を経て広場にイベント等が実施されている状態を目指しています。 ・業務内容は、営業から企画実施に向けての調整支援・現場立ち合いまでの一連の活動を想定しており、営業活動以外の警察協議等の関係機関との調整等は準備委員会も共に実施します。 ・なお、準備委員会が誘致した企画の現場立ち合いは含まれておりません。準備委員会誘致企画のイベント実施日の現場立ち合い業務の提案が可能な場合は、その旨と立ち合い費用をご提案ください。
3	「業務担当者経歴」の提出が必要となりますが、こちらは関係する業務に関係する全担当の経歴を提出するのでしょうか。全担当の経歴の提出ではない場合、経歴を提出する人数制限は何人までとなるのでしょうか。	・1チームあたり、最大5名の記載をお願いします。
4	企画提案書のページ数は10頁以内との事ですが、表紙も含まれるという事で宜しいでしょうか。	・表紙は含みません。
5	企画提案を求める項目に広告事業および利活用エリア管理運営業務の実施体制と記載されておりますが、業務実施体制(様式4)を提出すると共に、提案書内にも重複する内容を記載しなくてはならないのでしょうか。	・企画提案書には、業務実施体制(様式4)と重複する内容を記載する必要はございません。
6	提案資料とは別に、添付資料の提出は可能でしょうか。可能な場合の仕様制限や枚数制限はございますか。	・会社概要に関する内容のみ添付資料の提出は可能です。
7	プロポーザル実施要項の別添資料・提出様式(ZIP)内に過重条件の資料が見当たりませんが、広告事業者に向けた事前説明会で配布された資料内にある過重条件を参考にすれば宜しいでしょうか。	・荷重条件の資料は、参加表明して頂いた企業にのみメールにて共有します。(資料は、事前説明会で配布された資料と同様です)
8	・エリア内(ポール迄)に光ケーブルの引込みを想定 or 検討されてますか ・エリア内に光ケーブルを引き込まない場合、どのような理由がありますか(配管など物理的に敷設不可)	・費用面が課題のため、社会実験期間中は想定していません。
9	・ポール上に設置物を取り付ける場合の規定はあるか(重さ・高さ・サイズなど)。	・照明ポールは大阪市が所有する道路照明のため、設置物を取り付ける場合は、大阪市との協議となります。(協議を行わないと条件は提示できません)
10	・ポールに設置されている電源の常時利用が可能でしょうか。	・常時利用可能です。
11	・1月26日の最終プレゼンに使用する資料と1月16日に提出する企画提案書と内容が同じであれば資料の体裁が違っていてもよろしいでしょうか。(決められたプレゼン時間15分以内におさまれば10頁を超えてもよろしいでしょうか)	・提出した資料にてプレゼンをお願いします。
12	・社会実験期間(2025年3月31日まで)とありますが広告枠(広告板・デジタルサイネージ等)の設置をするにおいて1年間で減価償却を行う必要がありますか。	・1年間設置する前提で事業計画をご提案ください。
13	・社会実験期間(2025年3月31日まで)とありますが内容がよければそれ以降も継続的に実施は可能でしょうか。	・社会実験終了時に、撤去をお願いします。 ・大阪市との協議の中で、2025年3月31日以降、社会実験が延長されることが決定した場合は、撤去せず、設置継続の可能性があります。(社会実験終了時には撤去)
14	・道路照明からサイネージを設置する位置までタイルの下に電源コードを這わせることは可能でしょうか。	・原則不可です。 (関係機関との協議が整った上で、工事費・現状復旧費用を負担いただける場合のみ可能です)
15	・利活用エリアに人工芝を敷くことは可能でしょうか。	・常設的に設置することは不可です。 ・イベント内で実施する場合は、警察協議・道路管理者協議を踏まえての判断となります。
16	・イベント期間の警備は1日あたりどれぐらいの人数が必要でしょうか。	・イベント内容により異なります。関係機関との協議で最終決定します。
17	・イベント実施において音量の規制はありますでしょうか。	・周辺への配慮から、音出し可能時間は、原則9時～20時で、長時間にわたる連続した音楽系イベントは実施できません。音量は大阪府条例で定めている70db以内をお願いします。
18	・イベントの1日の営業時間は決められていますでしょうか。	・広場の使用可能時間は、原則午前9時～午後9時です。
19	・イベント中止をせざるを得ない状況として考えられることはございますでしょうか。(人が集まりすぎの場合はどれぐらいを想定しているのか)	・イベント内容に応じて、警察協議にて条件は決定します。
20	・プロジェクションマッピングをする場合、スペースにプロジェクターを設置して壁面(丸井・高島屋)に映写することは可能でしょうか。	・可否は準備委員会で判断できません。周辺建物への投影については、周辺建物の建物所有者との協議が必要となります。 ・広場内でのプロジェクターの設置は、関係機関との協議が整えば可能です。
21	・利活用エリアの上空でドローンを飛ばすことは可能でしょうか。	・可否は準備委員会で判断できません。行政の担当部局への問い合わせをお願いします。
22	・利活用エリアにてイベントを行う際に高さ規制はございますでしょうか。	・構造などによって異なるため、具体協議の上決定します。
23	・イベントの一環として利活用エリアにアートを描くことは可能でしょうか。	・実施内容の詳細が不明のため、実施可否は具体協議の上決定します。
24	Q. 広告枠(広告板・デジタルサイネージ等)の設置について 「常設の広告枠を設置する際には、警察協議・道路管理者協議が必要です。」となっておりますが、プレゼンテーション時に私どもが常設広告枠について提案する場合、提案前に警察・道路管理者と協議する必要があると考えますが、各ご担当者様のご連絡先をご教示いただけますでしょうか? ※サイズや設置面などにより広告料金が増えるため、この可否が測れない限り予算策定があいまいなものになる可能性がございますのでご了承下さい。 従前の【なんば広場広告事業者説明会 質問回答質問】④にて	・なんば広場の占用主体は大阪市計画調整局であり、広場管理運営者は準備委員会です。 ・なんば広場に関わる警察協議・道路管理者協議は、占用主体と広場管理運営者の同席が必要です。そのため、事前に実施することはできません。
25	Q. 「社会実験期間中の目標金額は2000万円/年」となっておりますがこれは実際に納めるネット料金という理解で宜しいですか? Q. これをネット金額とした場合、広告会社へのお支払いマージンや、私どもレップの収益を上乗せすることになりますが、なんば広場マネジメント法人設立準備委員会様の収益も上乗せする必要があると存じます。貴準備委員会様の収益予算をご教示頂けますでしょうか? Q. POP UP SHOP/キッチンカーなどの設置による売上等も上記2000万に計上して宜しいでしょうか?	・2000万円/年は、経費や広告事業者の手数料等を除いた金額で、なんば広場マネジメント法人設立準備委員会に納めて頂く金額を想定していますが、あくまでも目安です。 ・清掃・警備・事務局経費・各種備品代の支出を想定しており、それを賄う金額を目標としています。得られた金額は全て、広場やエリアに再投資する予定です。 ・POP UP SHOP/キッチンカーなどの設置により準備委員会に納めて頂く金額は、2000万円に計上可能です。